

「公共事業チェック議員の会 6/12 諫早湾干拓事業・有明海 学習会」の記録

2008年6月12日 17時00分～18時20分 参院議員会館第6会議室

<出席者>

衆議院 赤嶺政賢、大串博志、金田誠一（議員本人）

古賀一成、原口一博、保坂展人（秘書代理）

参議院 大島九州男、川崎稔、川田龍平、松野信夫（議員本人）

大河原雅子、大久保勉、加賀谷健、亀井亜紀子、轟木利治（秘書代理）

外山斎（資料）

農水省； 瀧戸淑章・水利整備課施設管理室長、豊 輝久・農地整備課課長補佐、
柴田敏・設計課用地管理官ほか8名

研究者； 宇野木早苗・元東海大教授

その他；諫早湾・有明海漁業者2名、弁護士3名、支援団体市民等約10名

松野 皆さん、たいへんご苦労様です。国会の方も本当に会期末を迎えておりまして、非常に慌ただしい中ではありますが、農水省の皆さんも大変ご苦労様です、ありがとうございます。公共事業チェック議員の会のこの諫早干拓の学習会、3回目ということでございます。現地の方からも毎回、参加、お出で頂き本当にありがとうございます。宇野木先生も大変ご苦労様です、ありがとうございます。それじゃあ、前回の宿題分がありますので、まずは農水省さんの方から資料を今日頂いておりますので、これについて最初に農水省さんの方から若干説明をして頂きたいと思います。10分程度、でいいですかね。

農水省 それでは6月の2日に、今回の会議の宿題ということで頂きましたことにつきまして、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。まず5月22日付農水省提出の資料の関係で、いわゆる排水時の平均流速の関係の資料でございますが、お手元の資料の2ページの所でございますが、まず実際に実測データとその計測の位置の関係でございますが、これは資料の3ページの所に書かせて頂いているものでございます。いわゆる護床工の外縁部といったような所でございます。続きまして、前回の資料の5番目にお示しをさせていただきました予測の最大流速値と実際の流速の違いといったような議論でございますけれども、これは資料1の右端の方をちょっと見て頂きたいんですが、北側の部分では、流速につきましては、0.31メートル毎秒から2.07メートル毎秒で平均が0.79メートル毎秒となっております。また南部側では0.17メートル毎秒から1.19メートル毎秒、平均で0.6メートル毎秒ということになっておりまして、事前の予測ということですね、0.5から0.7メートル毎秒ということとですね、まあ妥当な数値になってるんじゃないかというふうに思います。繰り返しになりますが、この流速のデータというのは3ページの所にある、赤い、護床工の外縁のあたりということでございます。

松野 ごめん、平均はどこに書いてあるの？

農水省 あっ、平均は書いてございません、済みません。これを単純に平均するとということでございます…

松野 平均が書いてないものだから…

農水省 北部側につきましては、下から2番目の所に0.31というのがありまして、これが最小値で、下から三分の一くらいの所に2.07というのがありますけれども、これが最大値ということで、ここに出ている数値を単純に平均しますと、0.79メートル毎秒ということになります。それから南部側も同様にですね、0.17というのが下から5番目の所にありまして、1.19というのが上から3番目の所にあります。これらの数値を単純に平均すると、0.6ということになります。だいたい私どもの予測の範囲内かなというところでございます。それから海水を導入をする際に流速が計算できないということの理由として、要はですね、洪水時に私どもが出す場合は、いわゆる全部ゲートが水に浸からないような形で出させて頂いているものに対しまして、導入する際はですね、90センチ程度下を開けた程度の、もぐりという形でやっておりますので、水門の直下を通過した瞬間にですね、流速は調整池の中の水の圧力というもので、大きく減衰するといったようなこともございまして、なかなか難しいということでお答えをさせて頂いているものでございますが、単純にですね、単純にゲートが90センチ開けたということで計算すれば、それは此間経塚先生が仰ったように、3.8メートル毎秒といったような数値になる、といったようなことにはなるのかなというふうに思います。それがそういった状況でございます。それからその次、二番目に、そういう実測データとこの分析結果を、短期開門の調査報告書に掲載しなかった理由ということでございますが、短期開門調査を行う際には、基本的に護床工の外側というか外縁部以降で、流速が1.6メートル以上を超えないように行うというふうにしたうえでやるということをやっておりましたので、もともとこの調査のデータを取っていること自体、その確認のためにやっていたということですね、あえて報告書にお付けするまでもないと考えていたものでございます。まあ別に、単にそれだけということでもあります。それから三番目にですね、前回資料要求4ということで、ちょっと時間がかかるということで、1997年4月14日の閉め切り以降の排水門の操作記録の関係でございますけれども、これは4ページ以降に、ずうっと46ページまで、お付けをさせて頂いております。これは単純に操作の記録のデータでございますので、省略させて頂きます。それからその次に、開門の漁業への影響の関係でございますが、資料の7で、短期開門調査中に湾内のアサリと魚類に被害が及んだと認定する際の根拠とした開門調査に伴う報告書及びその魚類統計ということでございます。お手元の資料の47ページの所にですね、一応その報告書の抜粋を掲載をさせて頂いております。ちょっと今、実は吉井英勝先生の方からも、内閣委員会のほうで、この資料について提出するようにと、衆議院の方でお話がありまして、同じものを仁比先生の方からも決算委員会の方で提出するようというお話もありですね、そのあたり国会の方への報告ということもありまして、今回はちょっとこの資料で、少しあの方、ご容赦を願いたいと思います。報告書につきましては、国会の方の関係が整理付き次第ですね、

提出をさせて頂きたいというふうに思っております。それからそれに併せまして 66 ページの所にですね、漁業の統計のデータをお付けさせて頂いております。湾内のアサリおよび魚類等の漁獲高、平成 9 年から 15 年までのデータを付けさせて頂いている所でございます。それから五番目でございますが、漁業補償問題の関係でですね、漁業発生の被害の有無に関わらず補償を払うといったような事前の合意があったというようなことがあったのか、その辺の事実関係をということでございますが、九州農政局の方に問い合わせをいたしました、聞き取りもございました。そのような短期開門調査により被害があったという場合には補償をするというのは、これは当然そういう漁連漁協の皆様にも申し上げておりますけれども、ご指摘のように被害の有無もなく補償をするとか、そういったようなお話はなかったと、いうことでございます。それから前回要求資料の 10 ということで、1982 年以降 99 年までの間のですね、背後地における湛水被害のリストと、その間に整備されたポンプの増設等のリストということでですね、この資料の関係につきましては、資料の 67 ページをまず見て頂きたいと思いますが、67 ページが 1982 年昭和 57 年から、1999 年平成 11 年までの湛水状況のデータでございます。湛水が発生した時期というのはちょっと分からないので、その時の萌芽(?)があった時期ということで整理をさせて頂いております。ただ次のページにありますようにですね、閉め切り前は湛水が 4~5 日も続いていたということはございましたけれども、閉め切り後は湛水が発生しましても、この湛水期間というのは非常に短くなっているということでございます。それから次に七番目でございますが、これも前回の宿題でございましたが、1989 年 2 月から直近までの諫早湾内の SS、DIN、赤潮等のデータということでございます。これにつきましては、あつ、済みません、その前に 69 ページにですね、ポンプ等の整備のリストをお付けさせて頂いております。それから七番目でございますが、DIN とそれから八番目、SS 等のデータということでですね、これは 70 ページの所以降にお付けをさせて頂いております。ちょっと細かくて恐縮でございますが、SS なり DIN なりのデータでございます。えー、それから赤潮のデータは…、クロロフィル a ということでですね、データを付けさせて頂いております。(?? 赤潮のデータは?) あのいわゆる赤潮も・・・でございますので、これでちょっと代えさせて頂きたいと思っております。それから九番目でございますが、代替水源の検討と、まあ漁業者側の皆さまの方から四つの代替案ということについて、ご提示あったものについて、私どもの見解をということでございましたが、これは質問主意書等でもお答えをさせて頂いている所でもございますが、現時点におきましてですね、特に農業用水としても問題がないということの中でですね、私どもは現時点でご提案頂いた代替案の水源について、検討することについては、考えていないということでございます。それから十番目でございますが、干拓地内において現在作付中もしくは作付けが計画されている全品目の過去十年間の長崎県内における出荷量と卸、まあ売値のデータということで、これは 74 ページのところを見て頂きたいんでございますが、ここに付けさせて頂いているものでございます。まだ農業者の方々の方々の計画等いろいろあるもんでから、私どもの聞き取り等がまだ不十分でし

てですね、百パーセント全部これで、これ以外作付けがないかと言われるとちょっとあれでございますが、まあ、それなりに少し今リストアップされているようなものを調べさせて頂き、その資料など等を調べさせて頂いたものがこれでございます。私どもの方からお持ちしました資料につきましてのご説明は以上のとおりでございます。

松野 はい、ありがとうございます。これについて少し議論をしたいと思いますが、今頂きました農水省さんからの資料についてご質問あるいはご意見、あればお受けしたいと思います。

羽生 8番目にですね、湾口部の濁度の資料を要求してあったんですが、これはSSの資料に代えるという意味でしょうか。

農水省 SSしかデータをとっていない…

羽生 濁度はないという意味ですね。(農水省 はい、はい。) それと短期開門の時の流速の話ですが、たとえば中・長期をやる時なんかには、例の検討会議やノリの委員会なんかでも、流速の予測分布図、たとえば護床工のこの辺だと何メーターになりますよと、というような予測分布図が必ず出ていたと思うんですが、短期開門の前の予測分布図というのは存在しないのでしょうか。

農水省 ちょっと私は把握しておりませんので、あるかどうかは戻って確認をさせて頂きたいと思います。

羽生 その予測分布図の流速と、この実際の実測データですね、この護床工のずいぶん外れですけども、こことどういう関係になっているのか、合っているのか合っていないのか、その辺をご確認頂きたいと思います。

農水省 はい、分かりました。

松野 それから前回でも松永さん、現地の方から話もあってたんですが、事前に補償がなされる、短期開門の前にですね、それについては事前にそういう話はなかったということで、これは何かペーパーはないんですか、いま口頭でご報告になったけど。たとえば、いついつこうこうこう誰誰にこういう調査をした、いついつこうこう調査をした、その結果、そういう事前に補償の話は一切出てないとか、そういう報告書みたいのはないんですか。

農水省 それは報告書としてはありません。私ども実際交渉を行っておるのは、事務所、九州農政局ですね。ですからその当時の担当者、あるいはその交渉記録みたいなものもあるわけですので、そこら辺を全部当たっていただいて、そういう事実の確認等を確認してもらったところでございます。

松永 それは交渉の記録には残してないでしょうね。残すはずがないです。そういう理不尽なことはですね。

農水省 ですから記録そのものも見ながらですね、当時の担当者について、いろいろ当時の交渉なり、あるいは漁協組合長なりにいろんな形の交渉の中でどういうお話しをしたのかということを知って頂いて、ということでそういう被害があってもなくても払うとかで

すね、そういう事実はありませんでした。それで私どもとしても、当然これ皆さん方もこういうことはないだろうとは思っていると思いますからですね、私どもの基本的なスタンスとすれば、まず湾内 4 漁協から短期開門調査前にですね、アサリ等の漁獲高が減少するという強い懸念が示されていたわけです。それから魚介類に被害が出た場合は補償をしてくださいよという申し入れもあったわけですね。これに対して農水省としては、これ大臣だったんですが、万が一被害が生じた場合には、誠意をもって必要な措置を講ずるということで表明をしております。それで、こういう事後の検証待たなければ被害がどの程度なのかということが分からない、こういうものについて約束出来るものではないわけです。そういう形で農水省としては対応してきております。あった場合はどうするんだということをいろいろ漁協の方々ともお話をしたという経緯がございます。ただ、とかくいろんな交渉とか何とかいいますと、例えばとか、あった場合はというのは、とかく取られてしまうケースがありましてですね、私どもとしては、あった場合はこういう補償の考え方だというようなことは申し上げております。

松野 はい、それから地元の方からもいろいろと今日は資料をお持ち頂いておりますが、漁業被害、小長井・大浦の漁業被害の報告等々もございまして、この辺についてご説明はありますか。

松永 はい、開門調査に伴うアサリ等の事前事後調査のところですね、47 ページ。これは斃死率が明らかな差が認められたというのは間違いございません。明らかな差が認められたというのは、間違いがございません。今まで死んでたやつが死ななかったという差は認められました。(会場 笑い) 分かりますか。(羽生 逆の意味です) 今まで斃死率が 100% のやつが、地区によって殆ど死ななかったと。そういう今までより差が認められたというのは、今まで死んでたやつが死ななかったというのは認められたんです。これは水門の前、近くの方からですね、だんだんそういう状況になります。今まで死んでたやつが死ななかった。それとタイラギの斃死率、差は認められなかったと書いてありますけれど、差は認められました。残りまして、タイラギも。普通は死んでしまうんです。死ななかった。差は認められたですね、死ななかったんだから、一緒なんですね。タイラギも残ったしですね、アサリも残ったんですよ。だからその短期開門が良かったちゅうのはですね、皆さんが口々に言われるわけなんです。

松野 こういうところは前から…

松永 これはですね、前回のそういう約束もですね、複数の役員も聞いてますし、前町長も聞いてますし、そこらへんはちゃんと聞いた人の複数の証言を持ってきていいでしょうか。

農水省 先に事前事後調査の関係、開門前に行ったというか、それから閉門直後の斃死の関係、まあこれについて、いろいろその個々の数値に持たしておりますけれども、実質的にこういう形で生きてる貝、それから死んでる貝、死んでる貝でも調査前から食われているようなものについてはカットしてカウントしておりませんし、ツメタガイとかにやられ

ている貝もカウントはしてないですね。

松永 それは私も調査に入っていますが、そういうのは外して、数えません。ね。

農水省 そういう調査報告でやってます。で、その結果が、この数値のように、あちこちで差がありましたと、出てましたと、いうことを報告をしてもらっておるわけですね。

松永 地点もみんな知ってますから、排水門の近くの方はですね、死ななかつたんです。斃死率が少なかつたんです。外の方は大量に発生してましたし数が多かつたから、当然普通の時死ぬくらいの死に方で死んだわけです。だから開門は関係なく、あれくらいのやつは死ぬんです。水門から外の方はですね。水門から離れてる方は。しかし水門から近くの方は、毎年死ぬのが生きたんですよ。残ったんです。だからこの調査地点も私よく見てますし、どこの地点が残ったか、どこの地点が死んでたか、これを見れば私たちが一番分かるんですよ、調査して。それともあなたたち国・県が開門をしてくれという時には、私たちはですね、被害があつたらということもあつたけど、当然被害は私たちの所ですね、水門の近くはもう非常に被害はあつてるんだから、それ以上の被害はないと思つてたんですよ。だから開門の影響でなくても死んだ時には、みんな補償しますからということだったんです。それをもう全部役員が聞いてます。そういうのをペーパーに残すはずがないでしょう、あなたたちが。私たち漁業者が、それを開けてくれ開けてくれと、どうしても補償するから開けてくれと、もう開けると決まっていたから、うちのところを約束を取り付けんと開けられなかつたから、だから言ってきたんですよ、無理でも。夜中の1時ですよ。報道関係がないように、内密の会議です。我々を何とか説き伏せて、補償金で説き伏せて、納得させるための会議だったんです。今まで、そういう会議、一回もしたことないですよ。その中で言われたことだから、残しておくはずがないじゃないですか、国の方が、農林省が。だから補償したんでしょう。普通だったら補償もらわんでいくくらいの普通の、もっと良かったんですよ。役人のこつたから。補償貰わなくてもよかった、しかしあなたたちがやるって言うことだから貰っただけのことです。開門が影響なくてもね、開門をするために、何が開門のために死ななくても補償はしますよと、だから我々貰わんでもいい、貰う積りはなかつたし、貰つても被害があるってのは思つてなかつたから、だから私はアサリの被害で補償金を貰つてません。実際定置網をですね、その期間、一ヶ月くらい休みました。その水揚げ分の補償を頂きました。それで勝手に振り込まれてました。私が役員になってですね、それで組合長も、現に今組合長は自民党派ですから、今まだ推進です。その人たちの役員、子分って言えばおかしいですが、そういう人たちにかかなりの多額の金額が配分されております。それ以外の人たちはですね、少ないです。だからそういう明細を見せてくれと、組合長絶対に見せません。あなたたちもグルになっているんじゃないですか。私はそうしか見れませんよ。

農水省 松野さん、それはちょっと…

松永 松永です。

農水省 松永さん。これは仁比先生にもお話ししたんですが、私ども契約した相手という

のは漁協組合ですね。漁協の組合長というのは、なぜその相手かと言うと、漁協に漁業権というのがある。それを行使するのが漁民なわけですね。ですからそこらへんの確認というのは総会の議決でやるケースとか、あるいは委任状とってやるケースとかいろいろあるんですが、湾内については、委任状でやっておるんですね。それでもってやっぱり漁協の組合長さんが契約相手だということで私ども聞いておるんで、契約しました。それから配分については、これも漁協によってはやり方いろいろあるんでしょうけれども、配分委員会を設けたりですね。まあ配分委員会を設けてやったのかどうかを私ども確認していませんが、そういうことでいろんな今でも行使の関係とか、行使規則に則ってどのようにやったのかどうか、それは漁協の内部の話でありましてですね、そういうことで漁協としてどのように配分したのかというのは私ども承知していないんですけれども。配分まで私どもはタッチしていませんよ。漁協の、契約の相手側に金を払うというところで終わっているんです。

仁比 補償契約の仕組みはそういうふうになっているというのが政府のご説明ではあるんですけどね、本当にそれでいいのかなとは、僕は思っているんですけども、ちょっと話は戻るんですけどもね、今松永さんからお話伺っていると、夜中の1時というのは本当なのかなと(松永 本当です)、今ちょっと伺ってて、それはどういうことなんでしょう、と思ったんですけど。先程言われた農政局の交渉記録はあるということのようなんですけど、交渉が、この問題についての交渉がですね、いつ、それが行われた日時ですね、その出席者、勿論所要時間ですね、1回なのか何回なのか知らないけれど…

松永 1回です。場所もですね、ある所の目立たない公民館です。

仁比 その場所も含めて、そういう外形的な事実は教えていただけませんか。

農水省 交渉の関係者とかですね、そういうものについては私どもとしては明らかにしていないんですけども、そういうふうな場合ですね。まあいずれ、彼ら、まあ諫早に限らずですね、私ども地権者と交渉する時は、夜中でも徹夜でもやりますけれどもですね。それはやりますけれども。

仁比 一般論ではなくて、この問題についての交渉の日時場所、参加者もどんな方なのか、私たち全然いまのところ分かりませんからね。今のお話だと、農政局、あるいは県の干拓室なんかに参加をしておられ…

農水省 基本的にはあの時は自分の仕事、大きな短期開門調査ということになりましたので、事務所と協議をしながら、あと相手方とすれば漁協ですとか…

松永 前町長もおられましたね。

仁比 前町長？小長井町長。

松永 ええ。

堀 いま松永さんが言われたような、そういう会議があったかどうかというのは、確認されているんですか。先ほど一般論で、深夜に交渉が及ぶとか、それは一般的にはありうるでしょう。で、この小長井漁協の短期開門調査の補償交渉の中で、深夜に行われなければ

ならないような事情があったような会議でもあるんですか。

農水省 まあそれは、場合によってはあるでしょうね。

堀 それは調べられてるんですか。(農水省 えっ?) 調べられているんですか。

農水省 はい。

堀 それはあったんですか、そうすると。

農水省 そういう交渉記録も見ながら、あと当時の担当者からも聞いて・・・

堀 ですから深夜の、深夜の1時に行った会議というのは交渉記録にあるんですか。

農水省 それはちょっと確認しないと分かりません。

堀 分からないんでしょう。

羽生 確認はできるんですね、じゃあ。記録は残ってるわけだ。

農水省 残ってると思いますね。

仁比 松永さんのお話伺ってて、それがなかったなんては到底思えないですね、今のお話伺ってて。

堀 きわめてリアルな話ですね、この話は。臨場感がありますね。

松永 他の人たちから証言取ってきてもいいですよ。(堀 そこまで言われているんですよ) 他の理事さんからですね、役員から。

堀 私も話聞いているんだけど、きわめて具体的でね、リアルでね、臨場感に富んだ話でね、到底いま松永さんがでっち上げてるというようなことには思えないですよ。

松永 本人ですよ、私は。冗談じゃない。(会場 はーあ)

仁比 この短期開門と補償、この事前のですね、漁協との説明なり、あるいは交渉なり、というのは日時場所、どういう形で行われたのか、参加者は誰だったのか。でその時の目的ですね、そのテーマ、そのテーマによってきっと深夜の1時なら1時から始まったのか、それが朝方までかかったのか、というようなこともそういう意味での設定の必要性というのも明らかになるでしょうから、そこはちょっとは明らかにして頂きたいなと思うんですね。

松野 かなり食い違いがあるんで、だからその当時何月何日、たぶんその何時から、場所はどどこで、誰と誰が出席してやったという、たぶん報告書なり記録が残ってると思いますんで、そここのところを調べてお出しただけじゃないかと思うんですが。いかがですか。

農水省 調べてですね、あのう・・・

松野 場合によっては松永さんなり関係者の方は、(松永 私の方も調べてみます) はい、報告書なり関係者の話まとめるなり、それはそうでしょうか。

農水省 少し調べさせて頂きますが、個人情報にひっかかる部分の関係を整理した上で出させて頂きたいと思いますので、そこはご了解を頂きたいと思います。それと、今争点なのは、被害の有無にかかわらず補償したという話が出たのかどうかということかと思しますので、そういう議論ということで理解をさせて頂きたいと思います。私どもといたしましては、この資料の55ページにありますように、膨大なデータを取った上で、事前の斃死

率に比べて6月・9月の斃死率が非常に高かったと、アサリにつきましては。そういうことを根拠としまして、短期開門調査による影響についての補償をさせて頂いたというものでございますし、タイラギにつきましては次の56ページを見て頂いても分かりますように、そんなに4月・9月と大きな違いがなかったというようなこと、6月は却って低かったというようなデータもありましたので、これについては補償の対象としていないというような形で整理をさせて頂いているところでもあります。また…

仁比 そこは噛み合っていないんですね。それは4月以降行われた調査のことを今瀧戸さん仰ったんで、今日は松永さんからの訴えはその調査に入る前の話でしょう。その開門をするということを漁協が受け入れるにあたって、どういうやり取りがあったのかという話ですから。別の問題でしょう、全然関係ない。

松野 そのところはそれでいきましょう。それで…

仁比 もう一個。それで先ほど松永さんからお話があった、明らかな差というのは逆ですよということに関わってのことなんですけどね、瀧戸さんの今のご説明は、開門する直前の4月と6月・9月というところの対比で、差があったから補償したんですという話であって、前の年は100%死んでたんだと、あるいは開門の翌年には生き残ったんだけど、たとえば去年は夏、大変な斃死が起きましたよね。そういう他の年はどうだったのかということについての調査はしておられないでしょう。

農水省 66ページを見て頂きたいんですけども、アサリと魚類の関係でございますけれども、これは長崎県海面漁業養殖業生産累計統計書からのデータでございますが、これを見ますと小長井漁協ではですね、平成14年・15年以外にもたとえば平成9年・10年・12年といったような年にですね、ほぼそれに匹敵するような漁獲があるところがございますので、これを見た限りにおきましてですね、いわゆる13年が開けた年…（会場 14年）14年が404という数字と比べてですね、逆に12年とか10年とかは獲れてるといったような部分もございますのでですね、そういうところから見て、松永さんが仰ったことというのはどうなのかなというふうに…

松永 それがですね。水門に近いほどですね、通常の水揚げはこういうふうな形になっているんです。こっちが水門ですね。水門でそのほうが今は水揚げが上がっているんです。たとえば、（羽生 49ページの図を見ながら）水門ほどですね、干拓前はですね、この閉め切り前、干拓前はですね、諫早湾に近いほど、本明川に近いほど水揚げが上がったんですね。が今は、干拓が出来てから逆になっているんです。こういうふうな形になっているんですね、水揚げが。それが、短期開門の時には平均になったんです。というのは中の方は、残ったから水揚げは上がったんですよ。これ、みんな平均で出ているんです。だから地区別に考えたら、こっちの方が上がっているんですよ、この次の年は。だからうちの組合員の水揚げ高を見たら、短期開門の次の時には、排水門の近くの人たちの水揚げは上がっています。それで一番分かるんですよ。

羽生 だから調査ポイントの細かい、どの場所のことで上がっているのか下がっているの

かというのを示してもらわないと、漁協全体でも分かんなくなっちゃうし、という問題があるんですね。

松永 これはですね、うちの組合長はあくまで国の方に協力的なのは、組合長のところは一番外の方にあるんです。今ですね、800万から1500万位の水揚げが上がっています。こっちの中の方は20万か30万。悪い時はもっと上がらない、ゼロの時もあります。そういう状態の中でですね、短期開門の時だけ、かなり上がったんです。そういう事実をあなたたち分からないでしょうけど、組合の水揚げ報告を見たらですね、はっきり分かるんです。これは組合長は出さないと思います。自分たちの・・・

松野 その辺の事実をつかんでいらっしゃるかどうか、これはどう？

松永 だから皆、半分は短期開門をやれと、半分以上の人たちが短期開門は良かったんだという実感を持っておられるんです。だから短期開門、開門をしてくれと、そういう声多いんですよ。

松野 その辺の事実関係はどうなの。

農水省 まあ、統計のデータからはこういう・・・

松野 統計のデータは・・・

農水省 まあ私どもの調査のバックを見た中において、その辺の事実関係はどうなっているかというのは後ほど確認をさせて頂きたいと思っております。

仁比 これはちょっと要望になるかもしれないけど、今年の夏だって、アサリどうなるかということになるわけですよ。来年だってそうなんです。過去、この地点、短期開門の時にやった15地点というような形でね、ずーっと継続的に調査をした上で皆さんがそんなふうに仰るんだったら、それはそれで又別の議論になるかもしれないけれども、そういう調査がないのにな、漁民の皆さんの実感を否定するという話には僕はならないと思うんですよ。今年、これから以降どうするのかというのを考えたときに、実際に漁業が大変だっていうことは間違いないわけだから、その斃死の状況がどうなっているのか、調査をしようということを検討されるのは僕は自然なんじゃないかなというふうに思うんですけども、それぞれの地点の…。そういうおつもりは…。

松永 だから本当にですね、あなたたちが本当のデータを取りたかったら、うちの漁協の方にですね、個人名は消してもいいから、水揚げ高の報告書見たら分かりますよ、これから。うちの組合長、私には、私たち役員にも見せません。見せるだけで持ち出しは禁止です。

松野 じゃあその辺の、まあ少し地区別というかな、その辺のところの調査なりをして頂くということで、ま、これはちょっと非常に重要な事実関係ではないかなと思いますんで。

農水省 短期開門調査についてどうだかというのは、少し中身を見させて頂いて、調べさせて頂きたいと思いますが、前々らもお話をさせて頂いておりますように、地点とそこが明確に分かるようなものは、公には出せないもので、部内で確認をさせて頂きたいと思っております。

松野 はい。

堀 松野先生から一応資料で、被害関係のが出ているのでちょっと説明をという話でしたので、その関係の話をしたと思います。いま松永さんから提起されてる問題というのは、開門によるいろんな論点の中で、開門ができない根拠の一つとして、開門をすれば被害が出るんだということに関連してね、その裏付けの問題として短期開門調査のことが、問題出てきましたから、それに対して、いや現場の現実としては違うという話でしたね。今回その問題も含めて、それはもちろん今後も継続してやって頂きたいんですけども、お手元にですね、弁護団で小長井と大浦の漁民から漁業被害について聞き取り調査をした報告書がございます。それからもう一点、有明海漁民・市民ネットワークが作成された、堤防閉め切り以降の自殺や未遂あるいは出稼ぎに行った方の事故死のデータが載ってるんですけども、要するにここで直接書いてあるのは、漁民の皆さんの生活はのっぴきならないところに来ているということについて、是非ご理解いただきたいということなんです。それで今の開門をめぐる話もですね、被害が出るぞと言われている当事者の松永さんたちが、いや開門をしてくれというように切実をお願いをしているのは何故なのか、というのを本当にご理解して頂きたいというふうに思うんです。それとの関係で今日配られたデータの73ページの資料にですね、代替水源は検討はしないと、農水省としては検討しないんだと。それは調整池の水が、実際農業用水に使っているからと。それは前回からずーっと繰り返しお聞きしてきたことです。これまでこの勉強会で出てきた論点整理なども今日、お手元に資料が配布されてございますけれども、かなり論点ごとに煮詰まってきたなど、さらにこれを煮詰める必要はありますけれども、そろそろ我々としてはですね、これだけの被害の実態を前提として、政治の場で、政治決断という観点から議論をして頂きたい。国会議員の先生方の間でも、議論して頂きたい。その場合にどうしても避けて通れないのが、開門する場合に、開門を政治決断する場合に避けて通れないのが、この干拓農地の営農をするうえでの調整池に代わる水源が確かに確保できるのかどうかと、これは政治決断をして頂く上での欠くことのできない資料ですね。それをきちっと作成できるのは農水省です。どうせこれは農水省の事業としてやらなければいけませんから、そういう点ではですね、農水省がこの調整池を農業用水として利用できるかどうかという、その観点からだけではなくて、政治の場で、国会議員の先生方が議論をする場合の資料の作成の観点から、是非これについては検討してもらいたいというふうに思います。そこを今日一番我々とし・・・

松野 これは今日、私も申し上げようというふうにしていたんですけど、代替水源については、73ページの所にあるように、いま調整池の水を灌漑用水として利用するのに問題がないから検討しないと、こういう回答になってるんですけど、確かに現在調整池の水を使っている、それはそれで措いといて、やっぱり考えなければいけないのは、これだけ漁民の皆さんが大変苦しんでおられる。で中長期の開門を求めておられる。また一方、農家の皆さんの声もやっぱり、しっかり聞かなくてはいけない。農業と漁業、それぞれにやはりその振興を図っていかなくてはいけない、こういうことでありますから、是非ですね、仮

に調整池の水、いま農業用水を使っているけれども、仮にこの中長期の開門をした場合には当然、代替水源、これは農家の皆さんの当然要求出てくるのは当たり前なんですから、中長期開門をした時という想定で、代替水源についての検討というのは当然してしかるべきでじゃないかなというふうに思うんですが、その点は農水省さんはどうお考えでしょうかね。

大串 それね、補足言うとな、先ほどお話のあったように、一つ一つの開門できない理由はかなり詰まってきています。先にあったように代替水源のところの一つ、残っていたと言えば残っていた。そこで農水省さんの方々から、開門できない理由と書いてあるのは、この間の会議でも、干拓農地では灌漑用水がなくなり背後地では灌漑用水が不足すると、こう主張されていたんですね。でその干拓農地では灌漑用水がなくなるということを立証するためには、まず開門すると調整池に塩水が入ってくるので、なくなる。ここはいいです。もうひとつこれを証明するためには、他に代替水源がないということを農水省のほうで証明しないと、本当にそちらが主張されるように、干拓農地に灌漑用水がなくなるということは証明できないと思います。論理的にはね。にもかかわらず、この73ページみたいですから、論証する一方の事実が抜けてるわけですね。この辺については、松野先生のさっきの指摘と合わせて、どうですか。これはきちっと説明できないと、この干拓農地の灌漑用水が無くなるというこの主張も、もう理屈としては成り立たないと、よってすべての論点はもう開門しない理屈はないということになっちゃうと思うんですね。どうですかね。

農水省 私どもとしましては、答えは73ページに書いてある通りでございまして、これ以上の部分と言うかですね、24日に、いや失礼しました、今度の27日にも司法の場で開門のまあ、行政も含めた所の裁判につきましても明らかになってまいるということでございますので、私どもとしましては今時点で、開門の支障といったものがあり、効果といったところについては不明でありますし、私どもとしてはあくまで開門は行わないというふうに判断をしているところでありますので、代替水源の検討も行う必要はないというふうに考えているところでございます。

仁比 おかしいと思うな。裁判は裁判でしょ。われわれ別に、裁判やってるわけじゃないんで、ここで。

松野 あとで政治決断、国会の場で政治決断をする場合に、いろいろとデータがないと、開けるべきか開けざるべきかという政治決断をする時の必要なデータだと思うんですね。たとえば開けると、中長期の開門をするとしてやった時に、調整池がそこから水がとれなくなる、どうするんだと、ため池にする、何々する、膨大な金がかかります、だから出来ません。あるいはこのくらい金だから、まあこの位の費用なら費用対効果的にいいじゃないかと、そういうようなのをですね、費用対効果を見たうえでね、開けるか開けないか、こういうような政治決断をしていかなきゃいけないんで、そういうデータもなしにね、端から海水入れないんだと、入れないというのも、アプリアリの大前提になって、そこから先の議論もいっさいする必要はないんだ、データも出す必要はないんだというのは、あ

まりにちょっと乱暴な考え方だなあというふうに言わざるを得ないですね。

大串 今のところですね、要するに開けられるかどうかの検討はもうこれ以上しませんと。ただ開けないという前提に立ったらこうです、と言ってるのに等しいですね。そう思いませんか。

松野 そもそも、代替水源の検討すらしないと、それはしないという、これは誰が決めるの、これ。誰なの。

農水省 農水省全体です。

松野 農水省全体じゃないでしょう。

羽生 大臣・副大臣の判断ですか。農水省全体と言うのは。

松野 こういうたとえば代替水源を検討しようかしまいかというのを、こういう話はね、大臣・副大臣までいってるの。そこはどうなの。大臣・副大臣までいかない、もっと事務方のレベルでね、こんなのくだらないと、こんな代替水源はそもそもくだらないから検討にも値しないというのが事務方レベルで出ちゃって、大臣・副大臣にも行ってないと、そういうことじゃない。そこどうですか。

農水省 農林水産大臣といたしましても、開門を行わないというふうに国会の場でも仰っておりますので、そういう中におきまして、私どもとして代替水源の検討について今の時点で必要性はないと考えている所でございます。

大串 開門しないという結論が先にあるので、開門しない以上は、代替水源は検討する必要がないと、そういうことですね。

羽生 大臣もそう考えているであろうという推測でしょう、それは。

松野 そうするとあれか、代替水源の問題については大臣・副大臣の所まで行ってない、事務方、瀧戸さんレベルで判断をしていると、こういうこと？

農水省 まあ、そういうことです。(会場 爆笑、発言者多数) 前提がございますので、それを私どもの所で判断をさせて頂いたようなことでございます。

大串 前提というのは、開門しないという前提があるという、だからその開門しない理由に関しては、きわめてトートロジーだけれども、・・・は非常に詰まっていない。いずれにしても開門しないという意思が、政治意思があるので、であれば代替水源は考える必要がないんだと…

農水省 そもそもですね、事業による影響がどうかというところ自体が、争点になっているところであり、私どもとしてはそれ自体が、そういうものではないと考えているところであり、そのうえで(野次あり)開ければそれが、私どもそもそも(野次あり)影響がないという中で、ないと考えていることについてですね、開ければそれが改善するしないということについては、より一層ですね、そこについて私どもとして、疑問を感じざるを得ない、(野次あり)・・・そのような判断はできないと考えている所でもございますし、そのあたりの議論、まあ影響のあるなしの話を含めました議論というのは、まさに今司法の場で判断を待っている状態であると(大串 司法は関係ない)思っております。

大串 司法は関係ない。

仁比 司法は関係ないのが一つと、それから影響ないと、あるなしの問題で言って影響ないと考えているっていう、その瀧戸さんの発言が農水省の立場であるならば、それは農水省の独自の見解ですよ。(発言者多数)・・・はですね、影響はないって言う判断じゃないですから。あなた方、影響ないって言う判断が裁判所によってなされているっていうふう

農水省 影響があるというふうな判断がありましたか。

仁比 影響があるということの方の蓋然性のね・・・(羽生 定量化が難しいって言うだけですよ) 定量化が・・・(発言者多数)

農水省 ・・・裁判でも影響については分からないということになっていたかと思います。
(発言者多数)

仁比 あなたの影響がないと言ったのとは違うじゃない。

松永 あなたは、あなたの考えで何万人という・・・

松野 影響は否定できないというのが正しい見方でしょう、そこは瀧戸さん、あんまり争ってもしようがないと思うけど。

大串 何がしかの影響は否定できないんだって書いてあるんです。ね。

松野 定性的には否定できない。

大串 否定できない、と。

松野 そこはちょっと認識一致しておきましょうよ。ね、定性的には否定できないけども定量的な証拠がないというのが裁判所の・・・

農水省 ないから結論としては裁判所としては、そこは認められないという判決になって・・・(発言者多数)

菅波 裁判は影響がないって断言したんでしたっけ。

松永 あなた家族いないんですか。

松野 立証責任の問題が出てきますからね、当然これはね。

羽生 ただ瀧戸さんね、我々あるいは漁業者に、開門はしかじかこういう理由で絶対に出来ないんですっていうことを説得、納得してもらうためにも、今の代替水源を検討した結果、こういう問題がありますと。だからどうしても調整池の水を使わざるを得ないんですと、いうふうに説明をした方が、よっぽど説得力が増すと思うんですよね。それを最初から検討もしないという対応だと、その辺は我々としてもどうしても納得はいきませんし、あるいはどうしても検討をなさらないのであれば、その経過を省いて一挙に政治判断をしてもらって、政治の方から命令してもらうということしかないんじゃないのかなと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

農水省 えーまー、今時点の私どもとしては、まあそこについて、まあ、あの一、ん一、どう言えばいいんでしょうね、その一、そういう説明の仕方というのものもあるかなとは思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

と・・・(発言者多数)

仁比 だからね、今羽生さんが言われたような、せめて説明責任を尽くすという立場においては、せめて説明責任を尽くそうということであるならば、代替水源があるなしということ、説明すべきであると、いうことだと思うんですよ。僕はもっと根本的にね、有明海異変は深刻化してるんですよ。そこと諫早湾干拓事業が因果関係があるのかないのかは法廷ではもちろん争われてきた。だけれども、それがない、関係ないと、影響はないという、そんな判断はないですよ、どこにも。逆に定性的には影響があると、そういう判断が続いている中でね、なんで開門しないということをお前提にしてしまうんですか。それはいろいろ立場はあるかもしれないけれども、開門をしたらこうなるということを考える、検討してみる、当然有明海の異変を再生させる、有明海を再生させようという立場に立つならね、当然のことなんじゃないですか、検討してみるのよ。

松野 いや何度も言うようにやっぱり、漁業と農業が何としても両方とも振興していかなければいけないと、これはまず、争いがないね。今これだけ漁民の人たちも苦しんでいる、漁業者たちの声も聞いて漁業振興も図らなくちゃいけないし、農家の人たちは当然水が必要であることは当たり前ですから。そこをどういうふうにも農水省としても、バランスを取りながらそれぞれの振興を図るか、と、当然の役目だと思うんですよ。それならね、これだけ漁民の皆さんから声が出ている以上ね、当然調整池に仮に海水入れたときにはどうなるようになる、その農家の立場にも立って、代替水源の手当て当然しなきゃいけない。具体的にね、四つぐらい、ため池だとか下水処理水の再利用だとか、具体的な提案が出ているわけですから、そんなにそれにね、まあ1. 2. 3. 4. 提案してるわけですから、この1は駄目だ、2は費用がかかる、3番目はどうだこうだと、それすらやらないのは怠慢だというふうに僕は思うけどなあ。そこまで頑なに拒否をしないで、もう少し謙虚に代替水源のご検討をされるのが、事務方として必要なことじゃないかと思えますけどね。後から大臣から言われて、全然やってませんでしたって、それは怒られるよ。(会場 笑い) 怒られますよ。お前たち何やってんだって。

松永 瀧戸さん、私たちも人間ですよ。生きてるんですよ。あなたの考えで、私、あなたから噛まれて死んでかばいかんですよ。何万という人たちが今、苦しんでるんですよ。あなたも人間ならですね、こういう苦しんでる人たちの気持ちも分かって、もうちょっと真剣に取り組んでくださいよ。私たちも・・・はいいいけど、みんな有明海の漁民のためと思って動いているんですよ。あなたも本当に人の子なら、自分の所ですら簡単に判断しないでですよ、ちゃんとしてくださいよ。漁業も農業も、本当に助けるのはあなたたちの役目でしょう。

農水省 有明海全体で漁獲高が非常に落ち込んできているということの中でですね、その再生という部分につきましては、農林水産省一丸となって何とかしていかなくてはいけないという思いもありますし、その中で私どもといたしましては、開門を開けてその影響どうこうとして見るよりも、それらについては関係の調査、それからアサリにつきましても

あるいはそれを・・・するためのいろいろの基礎調査といったようなことを通じまして、その漁業環境の改善ということはどうしていけばいいかと、いったようなことを一生懸命省として仕事しているところでもありますし（発言者多数）・・・というふうにも考えている所でもございます。（羽生 もう何年続けているんですか）

宇野木 そんなにやって、膨大な金を使って、どれだけ成果が出ましたか。自殺する人がどれだけ減りましたか。

菅波 再生の数値目標とかちゃんと立てているんですか。口先だけじゃないですかいつも。

宇野木 金だけ使って、結局はさっき言ったように皆漁民は困っているわけですよ。いつ改善できるんですか。目標を教えてください。

仁比 今現実にね、これまで何度も申し上げてきたけれど、漁業で生活が成り立たない、地域が成り立たないという事態が進行しているわけでしょう。そのこと、認識してますか。あなたがたそれね、もう何年になりますかねえ、もう。93年の頃からとか考えたら、何年？（会場 15年）調査する調査するって言ってね、その調査の仕方とか主体とか、その法的根拠とかいうのは、いろいろいろいろ変えてきましたよ。だけど調査する調査するって言って、海はどんどん大変になるばかりで、だから漁業で生きて行けずに離れて行く人たちがこれだけ出てきて、とうとう命を絶つ人が、こんなに出てきてるわけですよ。あんた方のその調査、対策というのが成果が上がって、有明海の漁業が再生して行ってるんだったらまだしも、そうじゃないからこういう事態が起こっているんですよ。あなたが、あるいはあなた方がそういう態度をこれからも続けるんだったら、有明海で漁民、もう居なくなっちゃうかも知れないですよ。漁民が居なくなると、どうやって漁業をやるんですか。それでもあなた達、調査し続けるんですか。税金投入して。

羽生 結論の出ない調査。

菅波 出さないんでしょう、結論を。

農水省 アサリにつきましてはですね、相当回復しつつあるというふうに考えている所でもございまして…

仁比 考えてるってね、なんでそしたら漁業者の方が、こんなまでして上京してですよ、こんなして訴えますか。

羽生 これからは漁業者だけじゃないですよ、疲弊してくるのは。農業者だって、本当にああいふ灌漑用水で、農業成り立つんでしょうか。漁業者を困らせ、農業者を困らせ、何のために、何に固執をするのか。結局皆さん方は農水省自体を守ることが目的ですか。漁業者や農業者はいつでもいいってことでしょうか。そんなはずはないって思うんでね。

仁比 そういう状況の中で、大臣が開門しないと言う答弁は、開門しないというふうに、前、亀井農水大臣が政治決断をしたと、その時の判断は今も変わらないでしたっけ、そんなような趣旨のご答弁をされたのは僕も知ってますけど。のことを捉えて、代替水源の検討の必要もないと、大臣もそう考えているに違いないと、事務方としてそう思っているみ

たいな、そんな話は通らないでしょう。

農水省 考えているに違いないって言うことではなくて、そもそも・・・まあ、水門を開けた場合については、再三申し上げてきておりますように予期せぬ被害が生ずる恐れがあり、かつその効果がはっきりしないという中では、それをするよりも別途いろいろな調査をする方が、まあ効果的であると・・・(発言者多数)

仁比 もうやっちゃったからしょうがないと言ってるのと同じじゃん、その意味・・・

松野 いやその調査がね、効果が上がってればいいけど現実には上がっていないわけです。しかも開門の仕方についても徐々に徐々に被害が出ないようにしたらいいんで、それはまさに技術的な問題で、僕は他の問題もほぼクリアしたと思ってるの。ね。だからそれは全く理由にならないお話だと思いますよ。

羽生 今日のデータ見て、あー、これはますます予期せぬ被害は出ないなって私確信しましたよ。短期開門の・・・

仁比 あの一、この代替水源の我々が四つってこういう形で言ってるでしょ。これ一つ一つ国会で質問されたら、大臣は開門しないんですから、いや検討の必要はありませんって言うんですか。

農水省 今ここで仮定のお答としてですね、大臣の国会でのご答弁の、どういうふうにということを私が釘刺す場面にないので。

仁比 えー。皆さん、そういう答弁メモ作るつもりなの。いやつまり僕はね、たとえばここで言うとね、こうこうこうしたらこうこうこういうふうになるじゃないですかと、どう思いますかっていう具合に具体的に聞いたらさ、いや開門そもそもしませんから、そんなことは考えませんと、この73ページのメモで全部通すわけ？

菅波 ……ないんじゃないですか。

農水省 あのう再度申し上げますが、今ここでそれについてどういう形で大臣がご答弁されるかということは今私が申し上げる立場には・・・

赤嶺 大臣もさることながら、問われているわけでしょう、あなた方。ね。それはまあ政治決着もあります、あなた方にも問われているわけですよ。こういう代替水源については。それを調査する義務はないとかね、さっきの説明責任の話ではないけれども。一方では干拓が終わって、農業も漁業も両立できる方法と一緒に考えていこうという、この漁民の方々のこれまでの取り組みがある。それに対して木で鼻くくったようなね、これが農水省かっていう印象もちますねえ。問われてるんですよ。あなた方はもう大臣に、それは確実に聞かれますよ、委員会が始まったら、国会が始まったら。用意しておかなきゃいけないですよ。用意する気はありませんじゃ、答えにならないんですよ、これは。

陣内 公務員だったら政治家が要求したものは着々と出すのが仕事なんじゃないですか。

松野 こればかりでもあれですけど、それはちょっと今日の回答をもう一遍検討し直し、我々としてはね、要求したいと思います。先ほどの、しかも話だと、どうも上の方ともあまり議論したことでもないような。瀧戸さんの所で独断じゃないかなと僕は正直思わざる

を得ないんだよね。検討する必要もないんだという、それはあまりにもちょっと、いかがなものかと。もう少しいろいろとご配慮いただいて、いろいろ上の方とご相談をして、この代替水源の問題についてはもう一遍検討し直してもらいたいと思います。

大串 上に説明してほしいと思います。これだけいろんな論点をずーっと論ってきて、一つ一つがこれだけ論理が詰まってきて、説明がおそらく相当しづらいと思ってここに座ってらっしゃると思うけれども、非常に厳しい説明を余儀なくされているということは、ちゃんと大臣に伝えてほしいと思います。ほとんど論点詰め切れてるじゃないですか。今日残っているこの灌漑用水のことも、一つ一つの論点は、答えてない。単に開けないからいいんですだけで終わってる。これはトートロジーですね。普通の思考方法をもってる人ならわかる。分かっているながら座っている。そういう状況だということをちゃんと、上に伝えてほしい、そう思います。

松野 たとえばこの代替水源で出しているの、下水道処理水を再利用したらどうかと、いうふうに具体的に提案が出ているわけです。で、これはよその所では香川県あたりでは下水道処理水を使って農業用水として利用されている実績があるわけでしょう。これは当然、農水省さん当然掴んでいるわけでしょうからね。

農水省 その資料にもありますように、私ども国営事業で沖縄の方で具体的に実施していることも事実でございます。あつ、計画をしていることは事実でありますね。それを否定するものではありません。

松野 だから当然そうするとね、どのくらいの規模が必要である、どれくらいの費用がかかるか、これはそんなにご苦労されて、検討するのに大変だということには、僕はならないと思うんで、今回みたいに最初からやらないんだという、そんな不遜な態度は怪しからんなあとと思う。

大串 しない方がおかしい。検討しないで行くと思えばおかしい。論理が破たんしている。

仁比 国会で聞かれたって、答える必要がないと言ってるのと同じなんじゃないのかな、今のは。

松野 だからこれは裁判とは関係ないんですよ。あくまで政治決断をもらうのも、場合によっては副大臣・大臣とも、政治家同士議論したいと思っている、政治家同士でね。その場合にやっぱりこういうような具体的なデータ、資料ないと、それは大臣も、将来お困りになりますよ。決断できませんから。その点はちょっと強くお願いしたいと思います。えーと時間が…

宇野木 ひとつだけ。農水省の資料にちょっと疑問な点があるので、質問をしたいと思いますがいいですか。農水省のですね、2ページのデータを見てください。2ページのデータで、実測最大流速と書いてありますが、これは空欄、バーで引っ張ってる所は空欄ですよ。これはデータがないということでしょうか。

農水省 この時は調査をしてないということだと思います。

羽生 これは排水です、先生。排水だから。

農水省 あ、失礼しました。排水の所だから、ということです。(羽生 右側の欄は導入の流速だけです) はい、そうです。

宇野木 導入で? 排水の欄はあるんでしょう、別に。

農水省 いや海水を導入している時には内側にかかっているということですので・・・

菅波 排水の時も調査はしているんでしょう。

宇野木 調査はしてないんですか、流速計があるんでしょう。

農水省 排水門の内側にしか流速計がないんでしょう。排水門の内側にしか流速計がないので、それでそこはまあ…(吉野 データはあるの) データはあるのかも知れませんが、あまり意味があるとも思えないんで。

宇野木 いや、こちらで判断しますから。

松野 じゃあ、ちょっとそこ調べてみてくださいか。

羽生 ただいずれにしてもですね、ずいぶん流速遅いですよ、計算値よりも。ということは先ほど瀧戸さん自らが仰ったように、海水を入れる時には、調整池の水がいわば抵抗の役割を果たして、中に行けば行くほど急激にスピードが落ちるんだと。水門直下の時には、否定しようがないように 3.8 とか 5.7 という、猛烈な流速になるんですが、中に入ればすぐにスピードが落ちると。だからもう洗掘なんてとんでもない。しかもこれは 0.9 とか 0.6 で開度を抑えた時の話ですから、これを全開にしちゃえば、もっと流速は落ちるわけですね、断面積が広がるわけですから。ですからますます予期せぬ被害なんて言う話じゃないと、全く問題がないということが、この実測データでも明らかになったなというふうに思います。

農水省 この 2 ページのデータを見ていただきますと、先程もありましたように、・・・で単純に計算すれば、3.8 メーターですが、いわゆる護床工の一番端のあたり、そこらあたりでマイナス 1.6 に収めるということであれば、とりあえず影響は出ないだろうと私ども考えていたものです。ただこの資料でもわかりますようにですね、下から 8 番目の数字では実際には、今日私ども辛いデータなんですけれども、2.07 という流速が出ておりますんで、1.6 で抑えようとしても、やはりこういう数字が出るという場合もあったということですので、まあこの時は辛い、そんなに被害等は出てないかどうか、ちょっとそういうところではございますが、そういうこともございましてですね、私どもとしては・・・というところでございます。

菅波 すみません、それについて質問なんです。その日、2.07 の数字の上が 0.68 ですよ。なんでこんなに差があるんですか。

農水省 分かりません。

菅波 分からない。それについて何か検討してないんですか。

農水省 いいえ、特に。

菅波 偶発的に 2.07 が出たのは、これは異常値だったという可能性だってありますよね。否定できますか。

農水省 まあ、それ自体を否定するものではありませんが…

菅波 と言うか、こういうような数字で開度とかで見て行けば、だいたい0.7位に収まるということは傾向としてははっきりしていると思うんですよね。

松野 それは平均が、そう出ますから。

菅波 ええ、2.07 って瞬間値でしょ、言ってみれば。見るべきものは平均でいいんじゃないですか、だとすれば。0.7の時だって瞬間値でしょ。

松野 はい、いいですかね。

堀 先生、事実ですね、訂正しておきたいんですけれども。今までの裁判で、因果関係否定されてるって言う話されましたよね。いま私手元にね、高裁、福岡高裁の仮処分の覆された、我々が一番攻撃しているやつがあるんですけれども、そのまとめの部分でね、国は諫早湾干拓事業の影響はほぼ諫早湾内のとどまっており、有明全域には及んでいない、こう主張した。それに対してね、判断として、まとめの部分で、これ福岡高裁の決定ですよ、「本件事業と有明海の漁業環境の悪化との関連性については、定性的にはこれを否定できないが、定量的にはこれを認めるに足る資料が未だないと言わなければならない」というくだりがあってね、これを受けて、高裁は何て言ってるかというと、「これらの原因についてさらに究明するために、本件事業を所管する九州農政局は、ノリ不作等検討委員会の提言に係る中長期の開門調査を含めた有明海の漁業環境の悪化に対する調査研究を今後とも実施すべき責務を、有明海の漁民らに対して一般的に負っているものと言わなければならない」。こういうつながりなんですよ。ですからね、否定されているなんて言うことは、事実とまったく違います。そこはね、訂正しておきたいと思うんです。

大串 それは何度も国会でも取り上げたけどね、そこ読み上げて。

松野 これはまあ客観的な事実だから（会場 笑い）、それを争うことはないんで…。えーとそれじゃあ、折角ですから…

大串 確認ですけれども、この間の水産庁交渉のときにあった、松永さんから話があった、補助金を実際使う段階において、裁判に加担してるかどうかで、補助金の・・・が変わってくるというような、いわゆる提訴妨害のような話は、補助金を使うセクションにおいてもあり得ないということをちゃんと調査してくださいと、この間申し上げた。それは、ない、今後もないということでもいいですね。

農水省 その話は先般お話をさせて頂きましたように、事業のお金、20年度、今年度の漁場環境保全創造事業で海底耕耘ということをやるとしてしておりますが、そのことに関しまして私担当でございますので、事業の実施主体でございます長崎県に、その件は確認させて頂きました。長崎県は、そのようなことは一切ないと、小長井の漁協さん等にもその確認は県からされたらと、そのようなことはない、というような返答は頂いてございます。

仁比 今ね、ないというご説明は私は信じます。信じたいですからね、信じますけど、もしそれがね、現場で違うことが起こっていたらどうしますか。起こったら。

農水省 何せ私それ、この場でパッとお答えできないんですが、少なくとも事業実施主体

は県、その県に我々としてもそういう不当な扱いとかそういうお話を議員からお伺いをしたので、まさかそんなことはないですよ、ということは当然すぐ確認させて頂きましたんで、それで、じゃあそうになってないからって今言われても、ちょっとお答えできない…

仁比 大串先生の質問で、大臣も、大臣ご自身が答弁されている立場ですよ。その立場に反する事実が、仮にあっているということになれば、それを正す責任は僕はあると思いますよ。

農水省 事業自体が、予定では秋から始まる予定にはなっておりますが、海底耕耘の事業自体ですね、県が手掛ける。現時点ではそういうことはない。

仁比 もしそういう事実があって、その告発を受けてね、正さないということになったら、ただ単に大臣の政治責任が問われる話、ですよ。大臣の大串先生の質問への答弁は、それに反する出来事があるようなら、正しますということも含んでいるでしょう、意味として。個別の指示があろうが無かろうが。そういうことがあってはならないということの前提の立場に立っているわけでしょう。

農水省 当然そうだと思います。

仁比 だったら、そういうことがあるとなれば正さなければいけないですね。今日、具体的なことまでは言いませんけど。

松野 まあそれはそれで、大臣に恥をかかすわけにはいかない。

農水省 それは、こちらからも、きっちり確認させて頂いているつもりでございます。

松野 はい、じゃあひとつ…

岩井 県の振興課の職員とも話をしたんですよ、そしたら何て言ったかと言ったら、それは漁協内部のことですから、これ以上は言えませんって。県の職員がですよ。そういう考え方で…(仁比 違うじゃないですか、今のと) 全然違う。

大串 補助金の実施主体の問題ですから、補助金を使って実施する時に、法令にもとることをした、そういう所に補助金を出したということになると農水省の責任になりますからね。それを調べましたけれども、やっぱり補助金を使う人たちが法令にもとる形で補助金を実施したら、これはやっぱり許可者責任になります。これは由々しき問題であって、肝に銘じてやって頂きたい。

松野 はい。じゃあ川田さん、何か。

川田 特にありませんけれども、遅れて来て済みません。是非大臣に、恥をかかせない形でしっかり、今聞いていてですね、明らかにやるべきことじゃないかなというふうに思いますし、代替の問題についてですね、検討を含めてしっかりやって頂きたいというふうに思います。よろしくお願いします。

松野 はい。それじゃあ大分時間も過ぎましたので、もう国会も会期末近いですけども今日は、大変皆さんお忙しいところ、お集まりいただいて本当にありがとうございました。また引き続いてこの問題についてですね、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

もよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

以上

記録 羽生洋三（有明海漁民・市民ネットワーク）